

監査公表第15号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成30年3月30日

新城市監査委員 近藤 隆
新城市監査委員 滝川 健司

第1 監査種別
定例監査・行政監査

第2 監査の対象
教育部（小中学校）
千郷小学校、東郷西小学校、東郷東小学校、黄柳川小学校、東陽小学校、
新城中学校、東郷中学校

第3 監査に当たった監査委員
近藤 隆
滝川健司（平成29年11月21日から。同月12日までは鈴木達雄。）

第4 監査の期間
平成29年8月31日～平成30年3月30日

第5 監査の方法
平成29年度の監査実施計画に基づき上記小中学校に係る今年度実施されている事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。また、施設管理状況等について確認するため、各学校の現地査察を実施した。

第6 監査の結果
事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程においてふれたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月をめどに通知されたい。

教育部

【小中学校】

意見

児童・生徒の安全確保、学校環境の観点、また、災害時の避難場所等にもなることから、校庭等における高木、老木の管理、整備について検討されたい。